

岐阜県環境生活部 人権施策推進課 岐阜県人権啓発センター  
〒500-8570 岐阜市数田南2-1-1（県庁2F）

☎058-272-1111（内線3052） 直通058-272-8250

## 第三者による住民票の写し等の不正請求を防ぐために

### 本人通知制度のご案内

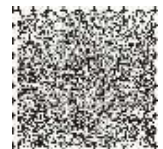
この制度は、市町村の窓口で交付される住民票の写しや戸籍謄本等（以下「住民票の写し等」という。）の不正請求を防止するために、住民票の写し等が本人以外の第三者に交付された際、その事実を登録市町村から本人に通知するものです。



### 制度を実施している県内の市町村・お問い合わせ先（令和5年1月1日現在）

登録を希望する方は、住民票または戸籍がある（過去にあった場合を含む。）市町村にて事前登録が必要です。詳細は、下記市町村お問い合わせ先までお尋ねください。

地区	団体名	代表番号	団体名	代表番号	団体名	代表番号
岐阜地区	岐阜市市民課	058-265-4141	羽島市市民課	058-392-1111	各務原市市民課	058-383-1111
	山県市市民環境課	0581-22-2111	瑞穂市市民課	058-327-4111	本巣市市民課	0581-34-2511
	岐南町住民課	058-247-1333	笠松町住民課	058-388-1111	北方町住民保険課	058-323-1111
西濃地区	大垣市窓口サービス課	0584-81-4111	海津市市民課	0584-53-1111	養老町住民環境課	0584-32-1100
	関ヶ原町住民課	0584-43-1111	垂井町住民課	0584-22-1151	神戸町住民保険課	0584-27-3111
	輪之内町住民課	0584-69-3111	安八町住民環境課	0584-64-3111	揖斐川町住民生活課	0585-22-2111
	大野町住民課	0585-34-1111	池田町住民課	0585-45-3111		
中濃地区	関市市民課	0575-22-3131	美濃市市民生活課	0575-33-1122	美濃加茂市市民課	0574-25-2111
	可児市市民課	0574-62-1111	郡上市市民課	0575-67-1121	坂祝町窓口税務課	0574-26-7111
	富加町住民課	0574-54-2111	川辺町住民課	0574-53-2511	七宗町住民課	0574-48-1111
	八百津町町民課	0574-43-2111	白川町町民課	0574-72-1311	東白川村村民課	0574-78-3111
	御嵩町住民環境課	0574-67-2111				
東濃地区	多治見市市民課	0572-22-1111	中津川市市民保険課	0573-66-1111	瑞浪市市民課	0572-68-2111
	恵那市市民課	0573-26-2111	土岐市市民課	0572-54-1111		
飛騨地区	高山市市民課	0577-32-3333	飛騨市市民保健課	0577-73-2111		
	下呂市市民サービス課	0576-24-2222	白川村村民課	05769-6-1311		





## 多様な性について理解を深めましょう

LGBTQとは次の言葉の頭文字をとって組み合わせた言葉で性的少数者を総称する言葉の一つです。

性的指向

### L: Lesbian レズビアン

女性の同性愛者（性自認が女性で恋愛対象も女性）

### G: Gay ゲイ

男性の同性愛者（性自認が男性で恋愛対象も男性）

### B: Bisexual バイセクシュアル

両性愛者（女性も男性も両方好きになる）

性自認

### T: Transgender トランスジェンダー

生まれた時に割り当てられた性別と性自認が異なる人

その他

### Q: Questioning クエスチョニングまたはQueerクィア

性的指向や性自認が定まっていない、男女の二元論ではないなどの意も含め、LGBTQ、LGBTQ+などと表されることがあります。



性的指向・性自認は誰もが持つことを意味する言葉として性的指向 (Sexual Orientation) と性自認 (Gender Identity) の頭文字をとった「SOGI」と表現されることもあります。

### 日頃の生活で大切にしたいこと

LGBTQの人は、外見からは分からない人もいますが、学校・会社や地域でも共に生活しています。何気ない言葉で傷つけていることがあるかもしれません。日常会話の中で当事者を指す差別的な俗称を聞いたり、使ったりしていませんか。

LGBTQの人への差別的意味合いを含む言葉は使わないようにしましょう。

### カミングアウトを受けたら

「カミングアウト」とは、自身の性的指向や性自認について他者に伝えることです。

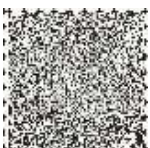
カミングアウトするかどうかは、本人の自由意志によるべきであり、カミングアウトしようとするのを止めたり、逆にカミングアウトを強制することは不適切です。

カミングアウトする時はとても勇気がいり、信頼している人にすることが多いです。

もし、カミングアウトを受けた場合には、あなたを信頼して話してくれている可能性が高いので、肯定的に受け止めることが大切です。

### アウティングに注意

「アウティング」とは、本人の同意なく、その人の性的指向や性自認に関する情報を第三者に伝える（暴露すること）ことです。性的指向や性自認という個人情報を意に反して暴かれることは重大な人権侵害です。たとえ善意であっても、アウティングは人格権やプライバシー権を侵害する行為であり、被害を受けた人が命を落としているケースもあるので性的指向や性自認などの個人情報を暴露しないよう十分注意しましょう。





## 岐阜県人権啓発センターからのお知らせ

### 人権啓発出前講座募集中!(無料)

岐阜県人権啓発センターでは、県内の職場・団体・自治会の人権研修等(児童・生徒を対象としたものを除く)に講師を無料で派遣しています。

ぜひ、ご活用ください。

#### 講座の内容

身近な人権課題の他、多彩な講座メニューからご希望に応じてお選び頂けます。

- ・人権全般 ・ 女性 ・ 子ども ・ 高齢者 ・ 障がい者 ・ 部落差別(同和問題) ・ 外国人
- ・ インターネット上の人権侵害 ・ 性的指向、性自認 ・ 様々なハラスメント問題
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関わる差別 ・ その他の人権課題

#### 時間・講師

時 間：月～金曜日 / 9:00～17:00 (土・日曜日、祝日、年末年始はお休み)

講 師：岐阜県人権啓発指導員

申込方法等、詳しくは、岐阜県人権啓発センターホームページ(右記QRコード)からご確認ください。



岐阜県人権啓発センターHP  
QRコード

### 人権相談を受け付けています

岐阜県人権啓発センターでは、県民の皆様がかかえる人権に関する悩みや問題に応じて必要な情報の提供を行ったり、専門の相談機関等をご紹介しますことで、人権問題の解決を支援しています。

人権に関する問題でお困りの際は、お気軽にご相談ください。

電話番号 058-272-8252 (直通)

受付時間 月～金曜日 / 9:00～17:00 (土・日曜日、祝日、年末年始はお休み)

相談方法 電話、メール、郵便、面談(予約不要)

※秘密は厳守します。

※匿名の相談でも構いません。

### 啓発DVD、啓発パネル 貸し出し中!(無料)

岐阜県人権啓発センターでは、人権啓発用のDVDや啓発パネルを無料で貸し出ししています。

自治体、学校、企業等で開催される人権の勉強会や研修会でぜひご活用ください。

啓発DVD  
(80作品以上)



啓発パネル  
(全4種類85枚以上)



#### 貸出方法

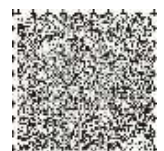
・啓発DVD

貸出は1回につき2本以内で、貸出期間は最長1週間。貸出の送料はセンター負担、返送料は利用者負担。

・啓発パネル

貸出期間は最長2週間。

貸出及び返送時の送料は利用者負担。





県内5つの小学校で

# 車いすバスケットボール体験教室 を実施しました

県人権施策推進課では、障がい者スポーツ体験教室を通じて、障がいのある方と接し、直接、お話をお聴きすることで障がいのある方への理解を深めるとともに、相手の立場に立った行動を身に付けるなど、児童に様々な人権意識を持ってもらうことを目的として、平成28年度から車いすバスケットボール体験教室を実施しています。

令和4年度は次の5校で開催しました。

開催校	6月 2日 (木)	中津川市立坂下小学校
	9月 2日 (金)	岐南町立北小学校
	10月 6日 (木)	瑞浪市立陶小学校
	10月26日 (水)	可児市立旭小学校
	11月24日 (木)	大垣市立川並小学校



体験教室は、県内を拠点に活動している車いすバスケットボールチーム「岐阜SHINE」の選手2名を講師としてお迎えし、競技のルール等についてご紹介いただいたり、児童が実際に競技用車いすに乗車し、車いすバスケットボール体験を行いました。

体験終了後は、「選手と語る会」と題し、交流の時間を設け、児童が選手に対し、車いすバスケットボールを始めよと思ったきっかけ、競技を続けてよかった事や日常生活で困る事等、様々な質問をして、その質問に丁寧に答える選手との交流を深めました。

普段、障がいのある方と交流する機会の少ない児童が、直接、当事者の声を聴き、体験することで「障がいのある方の人権」について学ぶ貴重な機会となりました。



競技紹介



競技用車いす乗車練習



模擬試合



選手と語る会



# 人権啓発フェスティバル in ぎぶを開催しました!

毎年12月4日～10日が人権週間であることから、令和4年12月10日(土)に、マーサ21(岐阜市)において「人権啓発フェスティバル in ぎぶ」を開催しました。

このフェスティバルは日頃、人権について考える機会の少ない方にも、偏見・差別をなくし、お互いを理解し認め合うことの重要性、必要性について考えていただくきっかけをご提供することを目的に岐阜地方法務局・岐阜県・岐阜市・岐阜県人権擁護委員連合会で組織する岐阜県人権啓発活動ネットワーク協議会が開催しているもので、当日は家族連れを中心に約1,500人の方にご来場いただきました。

## 人権啓発展示

マーサ21 1階マーサスクエアに県民の皆様からお寄せいただいた「ちょっといい話」や啓発ポスター・パネルを展示し、ご来場いただいた方の人権意識の高揚を図りました。



## 全国中学生人権作文コンテスト岐阜県大会表彰式及び朗読会

マーサ21 4階にあるマーサホールでは、岐阜地方法務局主催「令和4年度全国中学生人権作文コンテスト岐阜県大会表彰式」が行われました。入賞された方の表彰とともに、受賞生徒による作文の朗読会も行われ、賞に輝いた素晴らしい作文を通して、人権への理解を深めました。

## ステージイベント

岐阜市内認定こども園2園の園児によるダンスのパフォーマンスを皮切りに、人権擁護委員による人権講話の他、人気キャラクターによるステージショー、清流ミナショーが行われ、小さなお子さんからお年寄りまで幅広い年代のたくさんの方にご来場いただきました。



## 縁日コーナー・クイズラリー

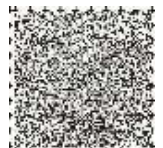
親子でイベントを楽しんでもらえるよう、縁日コーナー・クイズラリーを企画しました。縁日コーナーを楽しむ姿や親子で人権に関するクイズに回答する姿が見られ、親子の交流を深めながら、人権について学んでいただくことができました。

## 人権啓発フェスティバルを終えて

会場にご来場いただいた方に実施したアンケートでは、全体の98%の方が人権問題についての関心や理解が「大変深まった」、もしくは「深まった」と回答されました。

また、「人権啓発パネルが勉強になりました。」、「わかりやすい展示でした。このような機会は良い機会だと思います。」といったご意見をいただき、パネル展示をはじめとする各種イベントによる啓発効果があったことが確認できました。

岐阜県では、今後も精力的に人権啓発を行っていきます。



## ちょっといい話を紹介します (47)

日々の生活の中で、ほんの少し相手のことを思ってかけた「言葉」や「行動」に、まわりの空気が温かくなったという経験はありませんか。

また、あなたがつらかったとき、苦しかったときかけられた「言葉」や「行動」が励ましになった経験はありませんか。

県民のみなさまから身のまわりの心温まる話をたくさん寄せていただきました。

その中から、3作品を紹介します。

### 小学生

**友達を気遣う心+1**

これから話すのは、私がクラスで生活する中で「ちょっといい」経験です。

給食の時のこと。私は、給食当番だったので、合掌の前にエプロンを片づけに行くところでした。私が一番最後だったので、みんなはもう合掌をするところでした。そんな時、クラスの友達が、私がいらないこと気がつき、「まだsさんが来ていないよ。」と言ってみんなも待ってくれました。

私はこのあたたかいクラスが大好きです。



### 小学生

**親切に国境はない**

オリンピックの卓球で、日本が中国に勝って金メダルをとった。それをテレビで観ていた時、母がぼくが小さい頃の話をしてくれた。

ぼくと電車に乗った時、満員で座る事が出来なかった。重たい荷物を持たっていた母が、うでが痛いなあと思っていたら、少しはなれた所に座っていた中国人の人が、席をゆずってくれたそうだ。母はとてもうれしかった事を思い出したそうだ。

『親切に国境はない。』ぼくが出来る事を探していこうと思う。



### 中学生

**「ありがとう」の大切さ**

私がバスに乗っている時、ヘルプマークをカバンにつけているお婆さんが乗車してきました。私は、それに気づき席を譲ろうと思いましたが、「この席どうぞ。」と言いました。そしてらお婆さんは、「ありがとうね。」と優しく私に言うてくれました。

その時の顔はとても笑顔です。とニコニコしていました。

何気ない日常で使われている「ありがとう」は、みんなにも嬉しい気持ちになって幸せに感じられることが分かりました。



### 音声コードって？

各ページの右または左下隅に、バーコードのようなものが印刷されています。これは、『音声コード』といいます。

音声コードとは、紙に掲載された情報をデジタルに変える、新しい形の二次元バーコードのことで、縦と横の2方向に情報を記録することができます。この音声コードは、「活字文書読み上げ装置」によって音声で読み上げてくれます。

また、活字文書読み上げ装置で音声コードを読み取らせる場合、音声コードの位置がわかるように、用紙に切り込みを入れてあります。目の不自由な方々にも、当課が発行する啓発資料を活用していただくため、人権たよりは、『音声コード』による情報提供を行っています。

※「活字文書読み上げ装置」は、視覚障がいの方の日常生活用具として、給付（補助）を受けることができます。詳しくは、お住まいの市町村福祉窓口までお問い合わせください。

